

東かがわ市条例第9号

東かがわ市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月15日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市印鑑条例の一部を改正する条例

東かがわ市印鑑条例（平成15年東かがわ市条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第15条 前条に定めるもののほか、登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用することにより印鑑登録証明書の交付が受けられるものをいう。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第15条 前条に定めるもののほか、登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、個人番号カード（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用することにより印鑑登録証明書の交付が受けられるものをいう。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。